

事務事業評価表(既存事業)

コード 12-2-6	事務事業名 就学援助事業	所管部課 学校教育部学務課
---------------	-----------------	------------------

事務事業の概要	事務事業の目的 経済的理由によって、就学困難な児童及び生徒の保護者に対して、義務教育を円滑に受けることができるよう援助を実施する。	総合計画上の位置づけ
	実施内容、実施方法 西東京市内に住所を有し、公立小学校及び中学校に在籍する児童・生徒の保護者で申請手続きにより、要保護者及び準要保護者と認定された方に対し援助を実施する。	根拠法令等 西東京市就学援助費及び就学奨励費支給要綱
	事業開始時期 平成 13 年度	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他( )

評価指標の設定	活動指標名 申請件数	活動指標の考え方(定義) 小・中学校の保護者から申請を受付けた件数
	成果指標名 認定件数	成果指標の考え方(定義) 申請に対し認定した件数

		単位	14年度	15年度	16年度	17年度	
事務事業データ	事業費(A)		136,601	154,688	145,517	177,581	
	国庫支出金	千円	16,799	17,254	16,246	2,144	
	都支出金						
	地方債						
	その他						
	一般財源		119,802	137,434	129,271	175,437	
	所要人員(B)	人	2.00	2.00	2.00	2.00	
	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	16,492	16,546	16,656	16,656	
	総コスト(D)=(A)+(C)	千円	153,093	171,234	162,173	194,237	
	単位当たりコスト (E)=(D)/ (申請件数)	千円	112.98	108.03	97.58		
	歳入	千円	16,799	17,254	16,246	2,144	
	活動指標	目標値	件			1,800	1,800
		実績値	件	1,355	1,585	1,662	
	活動指標	目標値					
実績値							
成果指標	目標値	件			1,500	1,500	
	実績値	件	1,270	1,473	1,348		
成果指標	目標値						
	実績値						

事業環境	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	特になし
	国・都・他市・民間等 における類似事業	東京都26市が同様のサービスを提供している。
	運営上の制約条件・ 外部要因等	特になし

コード 12-2-6	事務事業名 就学援助事業	所管部課 学校教育部学務課
---------------	-----------------	------------------

項目	評価結果	判断理由、説明等
事業所管部評価	実績 <input checked="" type="checkbox"/> 極めて良好 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> 極めて不十分	1,662件の申請に対して、1,348件の認定であった。81%の認定率である。
	必要性 <input checked="" type="checkbox"/> 増大 <input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 減少、一部なし <input type="checkbox"/> かなり減少	経済的理由によって、就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、国の援助に関する法律により、市は援助を実施している。
	効率性 <input type="checkbox"/> 大きく改善 <input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 抜本的な問題あり	職員数を適正に配置しており、実施方法については、効率的に運営している。
	公平性 <input type="checkbox"/> より充実 <input type="checkbox"/> 問題なし <input checked="" type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 抜本的な問題あり	準要保護者の認定基準が他市より高水準にあるため、支給水準の公平を図るため、従来生活保護基準額の1.8倍未満を16年度には、1.7倍未満に引き下げを行った。
	総合評価 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止	準要保護者の認定基準の引き下げを図りながら、事業を継続していく。

17年度における改善点	平成16年度に認定基準を生活保護基準額の1.8倍未満から、1.7倍未満に引き下げを図った。平成17年度は、1.7倍未満で継続する。
-------------	---

行革本部評価	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止	平成18年度は、認定基準を生活保護基準の1.6倍未満に引き下げて実施する。
--------	---	---------------------------------------

評価の視点

- 実績：十分な成果をあげているか。必要以上のサービスにより、経費が過大となっていないか。など
- 必要性：国・都・民間での実施状況に鑑み、市が実施すべき事業といえるか。社会経済状況の変化を踏まえて実施しているか。廃止した場合に大きなデメリットは生じるか。など
- 効率性：限られた財源を有効に活用しているか。現在の実施方法が最も効率的な方法といえるか。など
- 公平性：サービス対象に問題はないか。利用者の利便性に配慮しているか。受益者負担の水準は妥当か。など
- 総合評価：各項目の評価及び類似団体等とのサービス水準の比較を踏まえた、今後の事業のあり方・方向性。
  - 拡充：ニーズの増大に対応して、事業を更に強化する必要があるもの。
  - 継続実施：現状水準で事業を継続していくもの。給付対象者の自然増減に伴いコストが増減する場合を含む。
  - 改善・見直し：現在の仕組みを前提としつつ、実施方法の見直しなどにより改善を図るべきもの。
  - 抜本的見直し：事業の委託化や一部廃止など、事業の仕組みを含めた根本的な見直しが必要なもの。
  - 廃止・休止：事業を休止又は廃止するもの。単年度事業など、終了が確定しているものを含む。